

筑西市における最低制限価格の取扱いについて

最低制限価格制度の適切な活用 of 徹底を図るため、令和 6 年 10 月 1 日以後に入札公告又は指名通知を行う競争入札については、下記のとおり取り扱うこととします。

1 最低制限価格制度の概要

ダンピング受注を排除し、契約の内容に適合した履行を確保するため、最低の価格を提示した者以外を落札者とする制度です。

開札後、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とし、最低制限価格を下回る価格を提示した場合、その者のした入札は無効となります。

2 最低制限価格を設定する競争入札

- ・設計金額が 130 万円を超える建設工事
- ・設計金額が 50 万円を超える建設コンサルタント業務

3 最低制限価格の算出方法

まず、開札執行日の前日までに最低制限基本価格を決定します。次に、開札執行日の開札直前において無作為係数を決定し、最低制限基本価格にこの無作為係数を乗じて得た額を「最低制限価格」として決定します。なお、最低制限価格は開札後に公表します。

$$\text{最低制限価格} = \text{最低制限基本価格} \times \text{無作為係数}$$

4 最低制限基本価格の算出方法

最低制限基本価格は、算出区分①から④の算出方法で得た額を合計したものです。なお、これらの算出方法により難しい場合は、「(当該価格の設定範囲)」の中から任意に決定します。

算出区分 業種区分		①	②	③	④	最低制限基本価格 (当該価格の設定範囲)
建設工事		直接工事費 ×97%	共通仮設費 ×90%	現場管理費 ×90%	一般管理費 ×68%	①～④の合計額 (予定価格の 75～92%)
建設 コンサル タント 業務	測量	直接測量費 ×100%	測量調査費 ×100%	諸経費 ×48%	—	①～③の合計額 (予定価格の 60～82%)
	土木関係	直接人件費 ×100%	直接経費 ×100%	その他原価 ×90%	一般管理費 ×48%	①～④の合計額 (予定価格の 60～80%)
	建築関係	直接人件費 ×100%	特別経費 ×100%	技術料等経費 ×60%	諸経費 ×60%	①～④の合計額 (予定価格の 60～80%)
	地質調査	直接調査費 ×100%	間接調査費 ×90%	解析等調査業務費 ×80%	諸経費 ×48%	①～④の合計額 (予定価格の 2/3～85%)
	補償関係	直接人件費 ×100%	直接経費 ×100%	その他原価 ×90%	一般管理費 ×45%	①～④の合計額 (予定価格の 60～80%)

5 無作為係数の算出方法

入札立会人による 2 度のくじ引きにより、0.9950 から 1.0049 までの数値 (100 通り) の中から決定します。